陳情第１７９号	受理年月日	平成２８年１１月２日
付託委員会	総務財政委員会	
陳　情　者	八幡西区本城三丁目 22－19 大庭　孝広	
件　　名	「市民のこえ」の受け付け手続について	

要　旨

北九州市では、市民の意見を行政に伝える手段として「市民のこえ」という手続が設けられているが、その手続は、細かい内容と手順を定めた業務規程どおりに運用されていない。

特に、行政側に都合が悪い案件については、受け付けを拒否することすら行われている。

でたらめな行政を正すためにも、市民の貴重な意見を握りつぶすことがあってはならない。市議会でもこの問題を追及していただきたい。